



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第609号 令和5年7月14日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【条例】

番号	表題	担当課名
24	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
25	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	同
26	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	税務課
27	徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例	未来創生政策課
28	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	こども未来局 こどもまんなか政策課
29	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
30	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
31	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	同

### 【規則】

番号	表題	担当課名
35	徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	消費者くらし安全局 安全衛生課

【規則】

番号	表	題	担当課名
36	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則		出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

● 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

- 一 職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行う業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における危険業務手当の特例を廃止することとした。
- 二 職員が特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するために行う業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における危険業務手当の特例を定めることとした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）

- 一 市町村が処理している児童福祉法施行令の事務の範囲を改めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

- 一 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限及び適用対象施設の設定の期限を令和七年三月三十一日までとすることとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和五年四月一日から適用することとした。

● 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）

- 一 児童福祉法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）

- 一 内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

- 一 優良住宅地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等に係る地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業の要件に該当するものであることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）

- 一 警察職員が新型コロナウイルス感染症の患者に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における特殊勤務手当の特例を廃止することとした。
- 二 警察職員が特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における特殊勤務手当の特例を定めることとした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第三十一号）

一 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第三十五号）

一 ふぐ処理師の免許要件のうち、本県が行うふぐ処理師試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者を、他の都道府県等が実施するふぐの処理に関する試験のうち本県と同等以上の試験に合格した者とするることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第三十六号）

一 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第二十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型コロナウイルス感染症」に改め、同項及び附則第九項を次のように改める。

8 職員が特定新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型コロナウイルス感染症等）で、当該新型コロナウイルス感染症等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、危険業務手当を支給する。この場合においては、第六条及び第十一条第一項の規定は、適用しない。

9 前項の規定により支給する危険業務手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて人事委員会規則で定める額とする。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県条例第二十五号

徳島県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十九の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同項6を次のように改める。

6 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

第二条第二項の表三十の項2中「停止命令」を「停止の命令」に改め、同表三十一の項4を次のように改める。

4 政令第三十八条本文の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第二十六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第二十七号

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の二の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第二十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第二十九号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項を次のように改める。

三六 削除

別表第一の三十七の項中「租税特別措置法施行令」の下に「昭和三十二年政令第四十三号」を加える。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県条例第三十号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の前の見出しを「（特定新型コロナウイルス感染症等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例）」に改め、同項及び附則第八項を次のように改める。

7 警察職員が特定新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型コロナウイルス感染症等）で、当該新型コロナウイルス感染症に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）の患者に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当該業務等に従事したときに支給されることとなるもの（人事委員会規則で定める手当を除く。）については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、支給しない。

8 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき千五百円（心身に著しい負担を与える業務等で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第三十一号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十八の三の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第三十五号

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成二十五年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条中「別表第二に掲げる都府県の知事が行う食用のふぐの処理に関する」を「他の都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長が実施するふぐの処理に関する試験のうち、知事が条例第七条のふぐ処理師試験（以下「ふぐ処理師試験」という。）と同等以上であると認める」に改める。

第七条中「条例第七条の」及び「（以下「ふぐ処理師試験」という。）」を削る。

第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第三十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百八十二号を次のように改める。

三百八十二 削除

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。